

平成 17 年 7 月 26 日

厚生労働大臣 尾辻 秀久 殿

中央最低賃金審議会
会長 今野 浩一郎

平成 17 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

平成 17 年 5 月 13 日に諮問のあった平成 17 年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 平成 17 年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙 1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙 2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙 1 の 2 に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。

平成 17 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

- 1 平成 17 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

平成 17 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	東京、神奈川、愛知、大阪、千葉	3 円
B	滋賀、兵庫、静岡、埼玉、京都、長野、富山、三重、広島、栃木	3 円
C	茨城、山梨、群馬、香川、石川、奈良、山口、岡山、福井、宮城、福岡、北海道、新潟、岐阜、福島、和歌山	3 円
D	徳島、大分、島根、山形、愛媛、鳥取、岩手、佐賀、高知、鹿児島、熊本、秋田、宮崎、長崎、青森、沖縄	2 円

- 2 (1) 目安小委員会は本年の目安の審議に当たっては、平成 16 年 12 月 15 日に中央最低賃金審議会において了承された「中央最低賃金審議会目安制度のあり方に関する全員協議会報告」を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における合理的な自主性発揮が確保できるよう整備充実に努めてきた資料を基に審議してきたところである。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては最低賃金の審議に際し、上記資料を活用されることを希望する。

- (2) 目安小委員会の公益委員としては、中央最低賃金審議会が本年度の地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

平成 17 年 7 月 21 日

1 はじめに

平成 17 年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の提示の是非やその根拠等についてそれぞれ真摯な論議が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、景気は着実に回復を続け、企業業績も全体として改善が進んでおり、収益力はこの 10 年間で最も高いレベルにある一方、労働者生活は置き去りにされ、低所得層の生活苦が深刻化しており、そこに目をむけた政策対応が必要であると主張した。

2005 年 5 月の完全失業率は 4.4%、有効求人倍率は 0.94 倍で人員不足気味の職場も増え、足下では時間当たり賃金の上昇がみられるが、雇用形態の多様化が低所得・不安定雇用の増加を伴って進んでおり、雇用者に占める非典型労働者の比率は 3 割を上回っていると指摘し、持続可能な安心して暮らせる社会であるために、社会的な職業能力開発や就職支援などの雇用政策と同時に、「生活できる賃金」をナショナルミニマムとして担保することが求められていると主張した。

加えて、現在の最低賃金時間額の全国加重平均は 665 円であり、月額に換算しても連合が 2003 年にマーケットバスケット方式によって試算した若年単身労働者の必要最低生活費の月額 146,000 円を大きく下回っており、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の一般労働者の所定内賃金の 36.6%の水準にすぎないことなどから、生計費や実勢賃金と比べて低すぎるとともに、諸外国の最低賃金水準と比べても見劣りすることを主張した。また、この数年間の影響率は、極めて低く、最低賃金の存在感が希薄になっており、せめて単身でも最低限の生活ができる水準を実現すべく、明確な水準改善を図ってこそ、最低賃金の存在感を社会にアピールしていくことができると主張した。

以上の点を踏まえれば、今年を目安決定に当たっては、過去 3 年間と明らかに異なる対応が必要であり、最低生計費を満たすに足る最低賃金水準をめざして、各種賃金指標の現行水準や環境変化の動向を踏まえつつ、明確な水準の改善に結びつく目安を提示すべきであると最後まで強く主張した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、日本の景気は「緩やかに回復し、踊り場から脱却しつつある」とされているが、地域間、業種間、大企業と中小・零細企業との間には、景況感に大きな温度差があると主張した。各種調査報告において、地域の景況や雇用情勢の改善の度合いの格差が指摘されており、有効求人倍率や完全失業率をみても地域間の格差が明確になっているとし、また、資金繰り判断は中小企業、特に非製造業において厳しく、業況判

断D Iにおいても中小企業ではマイナス幅が前期比で再び拡大に転じていると指摘した。

日本経済全体についても、アメリカや中国の経済状況、為替や株の動向、原油をはじめとする原材料費の高騰など、先行きの不透明感が増す中、手放しで楽観できず、大企業や大都市など、限られた部分の情勢は良くなっているものの、バラツキが大きくなっていることを強く認識する必要があると主張した。

加えて、賃金改定状況調査の第4表の賃金上昇率をみても、Aランクの0.6%に対して、Dランクは0.0%と差がついているだけでなく、平均の0.4%を上回っているのはAランクのみであること、製造業の賃金上昇率が0.0%であることも重く受け止めるべきであると主張した。また同調査の第1表では、賃金改定を実施しない事業所の割合が54.2%と4年連続して50%を超えていると指摘した。さらに賃金交渉結果については、妥結額、アップ率ともほぼ横ばいで推移するとともに、大手企業では初任給のアップ率は2003年以降、ほぼゼロで推移していると指摘した。

以上の点を踏まえれば、景気は全体としては回復してきてはいるものの、地域間や企業規模間のバラツキが大きく、特に最低賃金の影響を大きく受ける中小・零細企業は依然として先行きが不透明・不安定かつ厳しい状況にあることから、中小・零細企業の存続と従業員の雇用の維持を最優先に考えるとともに、最低賃金という性格にかんがみると、賃金改定状況調査の第4表で最も数値の低かったDランク及び製造業の賃金上昇率である「ゼロ」を今年度の目安とすべきであると最後まで強く主張した。

4 意見の不一致

本小委員会としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びこれに対する労使の意見

公益委員としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、賃金改定状況調査結果を重要な参考資料として目安額を決定するというこれまでの考え方を基本としつつ、上記の労使の小規模企業の経営実態等の配慮及びそこに働く労働者の労働条件の改善の必要性に関する意見等にも表われた諸般の事情を総合的に勘案し、公益委員による見解を下記1のとおり取りまとめ、本小委員会としては、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、同審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記2のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

なお、下記1の公益委員見解については、労使双方ともそれぞれ主張と離れた内容となっているとし、不満の意を表明した。

記

(以下、別紙1と同じ。)

最低賃金制度と地域別最低賃金額の改定に係る目安制度の概要

1 最低賃金制度とは

最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度である。

仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされる。

2 最低賃金の種類

最低賃金には、産業に関わりなく地域内のすべての労働者に適用される都道府県別の「地域別最低賃金」と、例えば電気機械器具製造業、自動車小売業など特定の産業に働く労働者に適用される「産業別最低賃金」の二種類が設定されている。

3 最低賃金の決定と最低賃金審議会

最低賃金は、最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分参考にしながら審議が行われ、

- ①労働者の生計費
- ②類似の労働者の賃金
- ③通常の事業の賃金支払能力

の3要素を考慮して決定又は改定されることとなっている。

最低賃金審議会は、厚生労働省に中央最低賃金審議会が、都道府県労働局に地方最低賃金審議会が置かれており、地域別最低賃金は、各地方最低賃金審議会の審議を経て、都道府県労働局長が決定又は改定することとなっている。

4 地域別最低賃金額改定に係る目安制度の概要

昭和 53 年から、地域別最低賃金の全国的整合性を図るため、中央最低賃金審議会が、毎年、地域別最低賃金額改定の「目安」を作成し、地方最低賃金審議会へ提示している。

また、目安は、地方最低賃金審議会の審議の参考として示すものであって、これを拘束するものでないこととされている。

なお、地域別最低賃金額の表示については、従来、日額・時間額併用方式となっていたが、平成 14 年度以降時間額単独方式に移行されており、目安についても、平成 14 年度以降時間額で示すこととなっている。

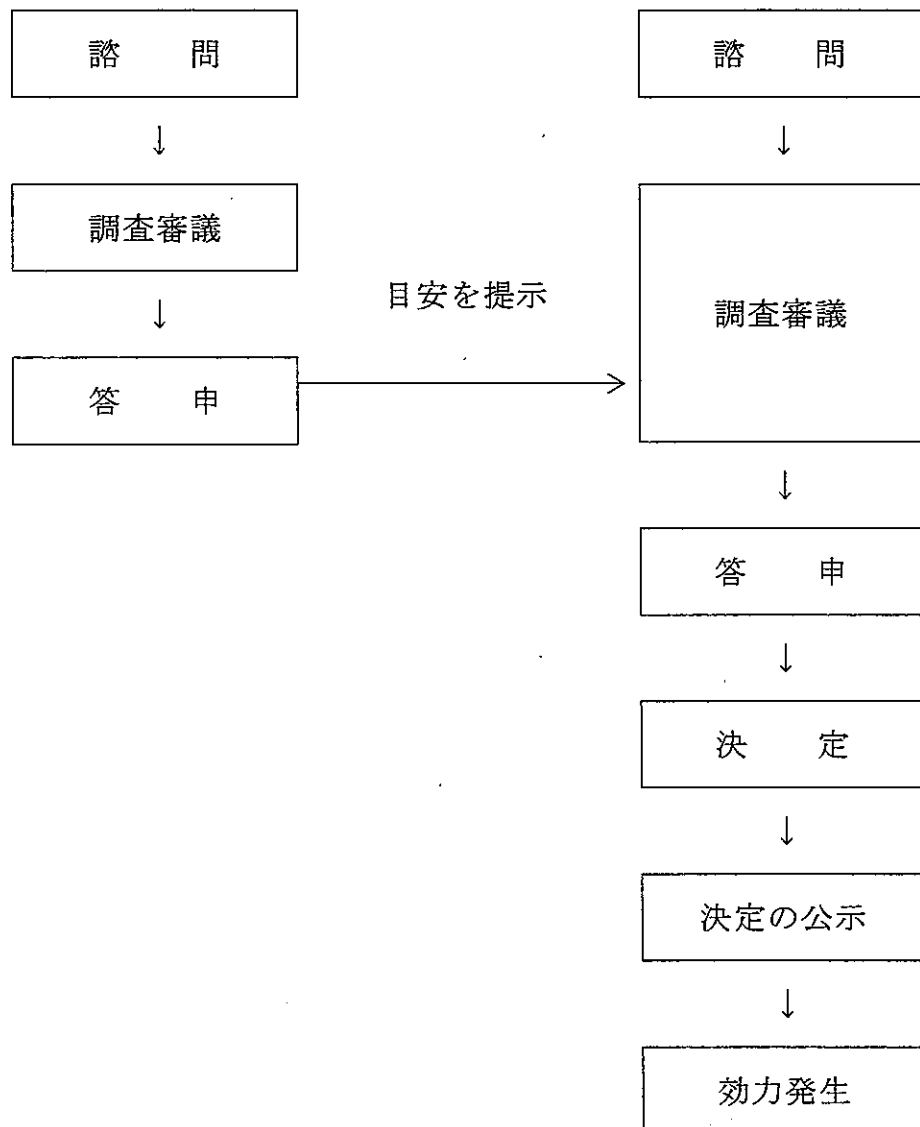
目安審議及び地域別最低賃金審議の流れ

中央最低賃金審議会

地方最低賃金審議会

【目安審議】

【地域別最低賃金審議】



地域別最低賃金額改定の目安の推移

(単位：円)

	① 日額による目安							② 時間額による目安			
	平成 7年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
引上げ率(%)	2.3	2.1	2.2	1.8	0.9	0.8	0.68	—	0.0	—	0.4
Aランク	116	108	116	97	49	44	38	注3	0	注3	3
Bランク	110	103	110	92	47	42	36				3
Cランク	106	99	106	89	45	40	35				3
Dランク	100	93	100	84	43	38	33				2

(注) 1 各ランクごとの改定の目安は、最低賃金（平成13年度までは日額、平成14年度から時間額）に対する金額である。

2 A～Dのランクは、各都道府県の経済実態に基づき区分したもの。

3 平成14・16年度の目安は、「現行水準の維持を基本として引上げ額の目安は示さないことが適当」である。

地域別最低賃金の全国加重平均額と引上げ率の推移

(単位：円、%)

年度 最低賃金額	平成6年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
時間額	597	611	623	637	649	654	659	663	663	664	665
(前年比、%)	(2.40)	(2.35)	(1.96)	(2.25)	(1.88)	(0.77)	(0.76)	(0.61)	(0.00)	(0.15)	(0.15)
日額	4,757	4,866	4,965	5,075	5,167	5,213	5,256	5,288	—	—	—
(前年比、%)	(2.43)	(2.29)	(2.03)	(2.22)	(1.81)	(0.89)	(0.82)	(0.61)	—	—	—

(注) 1 金額は適用労働者数による全国加重平均額である。

2 ()内は引上げ率(%)を示す。

3 地域別最低賃金については、平成14年度から時間額表示のみとなった。

地域別最低賃金額

(参考5)

ランク	都道府県名	最低賃金時間額 (単位：円)	発効年月日
A	東 京	710	平成16年10月1日
	神奈川	708	平成16年10月1日
	大 阪	704	平成16年9月30日
	愛 知	683	平成16年10月1日
	千 葉	678	平成16年10月1日
B	埼 玉	679	平成16年10月1日
	京 都	678	平成16年10月1日
	兵 庫	676	平成16年9月30日
	静 岡	673	平成16年10月1日
	三 重	668	平成16年10月1日
	滋 賀	652	平成16年10月1日
	栃 木	649	平成16年10月1日
	長 野	647	平成16年10月1日
	広 島	645	平成16年10月1日
	富 山	644	平成14年10月1日
C	岐 阜	669	平成16年10月1日
	茨 城	648	平成16年10月17日
	山 梨	648	平成16年10月1日
	奈 良	648	平成16年10月1日
	石 川	646	平成16年10月1日
	群 馬	645	平成16年10月1日
	和歌山	645	平成14年10月1日
	福 岡	645	平成16年10月1日
	福 井	643	平成16年10月1日
	新 潟	642	平成16年9月30日
	岡 山	641	平成16年10月1日
	北海道	638	平成16年10月1日
	山 口	638	平成16年10月1日
	香 川	620	平成16年10月1日
	宮 城	619	平成16年10月1日
	福 島	611	平成16年10月1日
D	徳 島	612	平成16年10月1日
	愛 媛	612	平成16年10月1日
	鳥 取	611	平成16年10月1日
	高 知	611	平成14年10月1日
	島 根	610	平成16年10月1日
	山 形	607	平成16年10月1日
	熊 本	607	平成16年10月1日
	大 分	607	平成16年10月1日
	青 森	606	平成16年10月1日
	岩 手	606	平成16年10月1日
	秋 田	606	平成16年9月30日
	佐 賀	606	平成16年10月1日
	長 崎	606	平成16年10月1日
	宮 崎	606	平成16年10月1日
	鹿児島	606	平成16年10月1日
	沖 縄	606	平成16年10月1日